ピースガーデン倉敷　ショートステイ

運　営　規　程

第１条（事業の目的）

社会福祉法人全仁会が設置経営するピースガーデン倉敷　ショートステイ（以下「事業所」という。）は介護保険法（平成９年法律第１２３号以下「法」という。）の理念に基づき、要支援状態及び要介護状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適切な介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護（以下「(予) 短期入所生活介護」という。）を提供し、当該高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

第２条（運営の方針）

事業所は、利用者が要介護状態になった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の生活機能の維持又は、向上を目指す。並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

第３条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　称　　ピースガーデン倉敷　ショートステイ

所在地　　倉敷市白楽町４０番地

第４条（職員等の配置）

事業所に次の職員を置き、それぞれの職務に当たる。

(1)　管理者　　　　１名（常勤１名）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)　医師　　　　１名（非常勤１名）

利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導

(3)　生活相談員　　　　１名以上（常勤１名以上）

利用者の生活指導、面接、身上調査並びに利用者や家族等の処遇上の相談、生活・行動プログラムの作成、及び利用者の送迎業務

(4)　看護職員　　　　１名以上（常勤１名以上・非常勤必要数）

利用者の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理

(5)　介護職員　　　　１１名以上（常勤１１名以上・認定特定行為従事者
有資格者配置・非常勤必要数）

利用者の介護業務

(6)　機能訓練指導員　１名（常勤１名）

利用者の心身の状況等に応じて、機能訓練個別計画の作成・実施、日常生活援助並びに、介護者への指導、レクリエーションの計画・実践

(7)　管理栄養士　１名（非常勤１名）

利用者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を把握し、計画的な食事の提供

(8)　事務員　必要数

一般事務

第５条（営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間は次の通りとする。

１．　営業時間は年中無休とする。

２．　営業時間は２４時間とする。

第６条（利用者の定員）

事業所の利用定員は、１日２８名とする。

第７条（サービス内容）

事業所は、利用者に対して提供するサービスは次のとおりとする。

(1)　入浴、排せつ及び食事等の基本的介護

(2)　日常生活上の世話

(3)　機能訓練

(4)　送迎

第８条（食事の提供）

１．　施設は、利用者に対して、栄養士の献立による栄養バランスを考慮し、変化に富み、利用者の嗜好、健康に十分配慮した食事を提供するものとする。

２．　食事時間は、次のとおりとする。

(1)　朝食　８時

(2)　昼食　１２時　おやつ　１５時

(3)　夕食　１８時

第９条（施設の利用料）

利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1)　保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(2)　利用料として、滞在費・食費、利用者が選定する特別な室料、その他の費

用等利用料、別に定める料金表により支払いを受ける。

第１０条（サービス提供にあたっての留意事項）

事業所は、サービスを提供するにあたり、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容、及び費用について文書で説明を行い、書面で利用者の同意を得るものとする。なお、食費、滞在費等の額及びその根拠について説明を行い、利用者の同意を得たうえで変更するものとする。

第１１条（通常の送迎の実施区域）

倉敷市、岡山市、総社市、早島町、浅口市とする。

第１２条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、指定（予）短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) サービス利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(2) 利用者は、契約書の内容を遵守するよう努めなければならない。

第１３条（緊急時における対応法）

職員等は、利用者の病状等に急変があった場合、及びその他緊急事態が生じた場合は、速やかに適切な対応をし、また、必要な場合には協力医療機関や主治医への連絡と共に、当該利用者の家族等へも速やかに連絡するものとする。

第１４条（非常災害対策）

消火設備、非常通報用設備等、災害や非常時に備えて必要な設備を設けると共に非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画・風水害対策を作成し、防火管理者又は火気・消防等について責任者を定め、年２回以上必要な訓練を行うこととする。

第１５条（指定短期入所生活介護の利用契約）

事業所は、指定（予）短期入所生活介護の提供の開始にあたり、利用者、及び家族等に対して、（予）短期入所生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行ったうえで、利用者、又はその家族等と利用契約を締結するものとする。但し、緊急を要すると管理者が認める場合にあたっては、利用契約の締結はサービス開始後でも差支えないものとする。

第１６条（衛生管理及び指定短期入所生活介護職員等の健康管理等）

1．　事業所は、(予) 短期入所生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2．　事業所は、職員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めさせると共に、年１回以上の健康診断を実施するものとする。

第１７条（秘密保持）

1．　職員は、サービスを提供するうえで知り得た利用者、又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第３者に漏洩してはならない。この秘密保持は、利用者の退所後も秘密を保持するものとする。

2．　施設、及びその従事者は、利用者の緊急の医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。

第１８条（個別援助計画書の作成等）

1．　事業所は、居宅サービス計画が立てられている場合は、その計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた、当該サービスの（予）短期入所生活介護個別援助計画（以下「個別援助計画」という。）を作成し、利用者・家族に説明する。

2．　事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理評価を行なうものとする。

第１９条（サービスに提供記録の記載）

（予）短期入所生活介護職員は、指定（予）短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定（予）短期入所生活介護について、法第４１条第６項又は法第５３条第４項の規定により、利用者に代わって支払を受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。（完結の日から５年間保存）

第２０条（身体拘束の廃止）

1．　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないこととする。やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、入所者の心身の状況や緊急やむを得ない理由を記録する。（記録は５年間保持）

2．　緊急やむを得ず行う場合の手続きについては、身体的拘束適正化検討委員会規定に定める。

3．　利用者や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・時間・時間帯・期間

等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。

第２１条 (虐待防止に関する事項)

１． 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を年２回実施する。

(4) 前３項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２． 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報する。

第２２条（苦情処理）

事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対処するため、担当職員を定め、その解決に向けて調査等を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明し了解を得るものとする。

第２３条（損害賠償）

１． 事業所は、利用者に対する指定（予）短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故等が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

２． このため、事業所はこれに必要な損害賠償責任保険に加入する。

第２４条（利用者の禁止行為）

利用者が、施設内で次の各号に該当する行為をしないよう、注意及び指導しなければならない。

(1) 施設内での禁煙

(2) 他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような政治活動、宗教活動、営利活動

(3) 電熱器、その他火気の発生の恐れのある危険物の持ち込み

(4) その他、決められたもの以外の持ち込み

第２５条（その他運営についての留意事項）

１． 事業所は、（予）短期入所生活介護職員等の資質の向上を図るため、研修等随時実施することとし、併せて事業執行体制を整備するものとする。

２． 事業所は、この事業を的確・適正に行うため、ケース記録にて整備する。

３． この規定に定めるほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めることができるものとする。

附則

この規定は、平成２５年２月１日から施行する。

平成２７年５月１日から施行する。

平成２９年１月１日から施行する。

平成３０年８月１日から施行する。

令和元年　８月１日から施行する。

令和３年　４月１日から施行する。

令和６年　４月１日から施行する。

令和６年　６月１日から施行する。

令和６年　８月１日から施行する。